

平成29年第3回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 平成29年 8月10日(木)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 平成29年 9月 4日(月) 9時32分宣告
4. 閉会(閉議) 平成29年 9月 5日(火) 10時10分宣告
5. 出席議員

2番 並河孝成	6番 村上三三郎	11番 吉田雅紀
3番 西尾幸太郎	7番 高松照佳	12番 中島謙二
4番 中濱堯介	8番 池田賢治	13番 米澤壽重
5番 柏原広行	9番 安部大助	14番 井尻義教
	10番 平田文夫	

6. 欠席議員

1番 松新俊典

7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 池田高世偉	介護保険課長 藤野則子
副広域連合長 山内道雄(代)	隠岐島前病院事務部長 天草巧
同 升谷健	隠岐病院事務部長 齋藤英典
同 平木伴佳	同 総務課長 齋賀光成
同 室崎隆司	同 経営課長 西村洋一
事務局長 川崎康久	消防長 久永吉人
総務課長 野津信吾	同 次長 藤田正峯

8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 福島康利 書記 山崎一美

9. 会議録署名議員

8番 池田賢治 9番 安部大助

10. 議事日程

別紙のとおり

11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更

「選任」 12番 中島謙二

12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(1) 広域連合長提出議案の題目

認定第1号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号	平成28年度	介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成28年度	隠岐島前病院事業特別会計決算認定について
認定第4号	平成28年度	隠岐病院事業特別会計決算認定について
認定第5号	平成28年度	消防事業特別会計歳入歳出決算認定について
報告第1号	平成28年度の公営企業に係る資金不足比率報告書	
議第21号	平成29年度	隠岐広域連合一般会計補正予算（第2号）
議第22号	平成29年度	介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議第23号	平成29年度	隠岐病院事業特別会計補正予算（第2号）
議第24号	平成29年度	消防事業特別会計補正予算（第2号）

(2) 議員提出議案の題目	該当なし
13. 選挙の経過	該当なし
14. 議事の経過	次ページ以下会議録参照
15. 常任委員会委員の選任 「総務消防常任委員」中 島 謙 二	
16. 議会運営委員会委員の選任	該当なし
17. 傍聴者	1 名

議 事

《議長あいさつ》

○議長（井尻 義教）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成29年第3回定例会が招集されたところであり、議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただき有り難うございます。

5月25日開催の議会定例会において池田 一議員より辞職願が提出され、同日許可をし、島根県議会では去る6月29日に選挙が実施され「中島 謙二」議員が新たに選出されました。

隠岐広域連合の発展のためご尽力を頂きますと共に益々のご活躍をご祈念申し上げます次第であります。

《自己紹介》

会議開会前に、中島議員、自席から自己紹介をお願い致します。

（「議長 12番」の声あり）

12番 中島議員

○12番（中島 謙二）

みなさんおはようございます。

島根県議会議員の中島謙二と申します。この度池田 一議員の後任として初めてこの会議に出席させて頂きます。実は私、島根県の西の端の益田の出身でございますので何かの縁があって皆さまと会することになりましたので、しっかり状況も勉強させて頂きながら皆さんに是非とも協力していきたいと思っていますので今後ともよろしくお願い致します。

ありがとうございました。

○議長（井尻 義教）

中島議員の自己紹介を終わります。

ありがとうございました。

本定例会には、認定案件5件、報告案件1件、補正予算4件を含めた10案件の上程が予定されております。

議員各位には慎重審議を頂きまして、適切なご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願い致し開会のご挨拶と致します。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、平成29年第3回 隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。
（開会宣告 9時 32分）

ただちに、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時 32分）

本日議員の出席状況は、先ほど報告のとおり1番 松新議員が入院中のため欠

席であります。本日の出席は13名となります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 「議席の指定」を行います。

この度、新たに選出されました「中島 謙二」議員の議席は、隠岐広域連合議会会議規則第4条第2項の規定により、ただいま着席のとおり12番議席を指定致します。

日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第119条の規定により、8番「池田 賢治」議員、9番「安部 大助」議員を指名致します。

日程第3 「会期の決定の件」を議題と致します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月4日から9月5日の2日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日9月4日から9月5日の、2日間と決定致しました。

日程第4 「常任委員の選任」を議題と致します。

この度新たに選出されました12番「中島 謙二」議員の常任委員の選任については、隠岐広域連合議会委員会条例第5条の規定によって、お手元に配布致しました別紙1のとおり「総務消防常任委員」に指名致します。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、12番「中島 謙二」議員は総務消防常任委員に決定致しました。

日程第5 「諸般の報告」を致します。

諸般の報告につきましては、お手元に配布の別紙2 諸般の報告書を参照願います。

《 議案上程 》

日程第6 「議案上程」の件を議題と致します。

認定第1号 「平成28年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから議第24号 平成29年度 消防事業特別会計補正予算(第2号)」までの10案件を一括して議題と致します。

只今、議題となりました、10案件につきまして、提出者から、提案理由の説明を求めます。

(「議長・番外」の挙手あり)

番外 池田広域連合長

○番外(池田広域連合長)

平成29年第3回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、提案理由をご説明申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第3回議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

朝夕はだいぶ過ごしやすくなってまいりましたが、まだまだ残暑厳しい今日この頃、皆様方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

今年の夏は、前半は猛暑、後半は雨、日照不足等の天候であり、また7月初旬には九州北部豪雨に伴う土砂災害等で死者・行方不明者が40名を超える災害が発生いたしました。

お亡くなりになられました方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災なされました皆様方にお見舞い申し上げ、一日も早い復興を願うものでございます。

さて、隠岐病院におけるインフルエンザ感染対応状況は、先般の議会全員協議会で説明させて頂きましたとおりでございますが、一度、インフルエンザが流行いたしますと、様々な対策が必要となり、この度は島民の皆様方をはじめ、多くの関係者の方々のご支援、ご協力をいただき、心から感謝申し上げますところでございます。

議員各位におかれましても、引き続きご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました諸議案についてご説明を申し上げます。

認定第1号「平成28年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第5号「平成28年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。平成28年度の各会計の決算監査につきましては、監査委員の審査が終了いたしましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

議案書では、1ページから5ページまででございますが、別冊の「資料1-1」の各会計決算書でご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号「平成28年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。

歳入総額は、6億3,075万6,552円で、分担金及び負担金、仁万の里派遣職員人件費負担金を含む諸収入が主なものでございます。

続きまして、2ページから3ページをお開きください。

歳出総額は、6億2,480万6,026円となり、総務費において、人件費、隠岐の島町人件費負担金、レインボープラザ指定管理料、レインボージェット指定管理料が主なものでございます。

従いまして、歳入歳出差引残額は、595万526円でございます。

次に、認定第2号「平成28年度 介護保険事業特別会計歳入歳出決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の15ページから16ページをお願いいたします。

歳入総額は、33億5,435万1,197円で、概ね予算どおりの執行となりました。

保険料は、1号被保険者の保険料で、6億379万3,110円の収入となり、決算時点での現年度分収納率は99.4%となっております。今後も、未収金を減らすよう努力いたします。

また、2号被保険者の保険料は、支払基金から交付を受けており、8億6,550万1,000円となっております。その他の歳入の主なものは、分担金及び負担金、国・県支出金及び繰越金等でございます。

続きまして、17ページから18ページをお願いいたします。

歳出総額は、32億6,794万4,143円で、そのほとんどが保険給付費の30億1,316万2,566円であり、対前年度給付額に対して1.2%の減少となっております。

従いまして、歳入歳出差引残金は8,640万7,054円でございます。

次に、認定第3号「平成28年度 隠岐島前病院事業特別会計決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の30ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し551万291円の減収となり、8億1,521万8,709円、病院事業費用は、8億5,157万3,800円の決算となり、収支差引3,635万5,091円の純損失となる決算でございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、6,266万6,661円の決算となっており、建設改良費、企業債償還金及び投資でございます。建設改良費の内容は、酸素供給設備、空調システム設備等の改修及び医療機器等5品目を整備いたしました。

これらの財源につきましては、企業債、一般会計からの出資金等で、4,691万円となっており、収支差引1,575万6,661円につきましては、過年度分内部留保資金にて補てんを行うものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

損益計算書についてご説明申し上げます。

医業損失は、2億1,519万307円となり、医業外利益を合わせた経常損失は、1,222万2,939円となりました。

平成28年度の決算は、3,635万5,091円の純損失となり、当年度未処理欠損金として3億4,650万7,234円を計上することとなりました。

次に、認定第4号「平成28年度 隠岐病院事業特別会計決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の36ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し3,694万5,968円の増収となり、30億2,877万6,968円、病院事業費用は、32億9,100万3,984円の決算となり、収支差引2億6,222万7,016円の純損失となる決算でございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、2億5,309万7,622円の決算となっており、内容につきましては、建設改良費で調剤支援システム、検査システムなど、医療機器等21品目の整備と、企業債償還金及び医学生、医療技術学生へ貸し付ける医療技術修学資金が主なものでございます。

これらの財源は企業債、一般会計からの出資金等で2億4,684万9,338円となっており、収入支出差引624万8,284円につきましては、過年度分内部留保資金にて補てんを行うものでございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

損益計算書についてご説明いたします。

医業損失は、7億3,031万5,581円となり、医業外利益を合わせた経常損失は、6,393万6,093円となりました。また、平成27年度決算に基づく、構成団体負担金の精算等により、特別損失1億9,829万923円を計上してございます。

従いまして、平成28年度の決算は2億6,222万7,016円の純損失となり、当年度未処理欠損金として36億5,671万8,364円を計上することとなりました。

次に、認定第5号「平成28年度 消防事業特別会計歳入歳出決算」の認定についてご説明申し上げます。

決算書の42ページをお願いいたします。

歳入総額は、6億1,930万157円で、分担金及び負担金、県支出金、諸収入が主なものでございます。

続きまして、43ページから44ページをお願いいたします。

歳出総額は、6億1,894万6,444円で、総務費では人件費が主なもの、事業費は、指揮支援自動車購入費となっております。

従いまして、歳入歳出差引残金は、35万3,713円でございます。

次に、報告第1号「平成28年度の公営企業に係る資金不足比率報告書」につ

いてご説明申し上げます。

議案書6ページにお戻り願います。

隠岐島前病院事業特別会計及び隠岐病院事業特別会計の資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査が終了いたしましたので、監査委員の審査意見書をつけて議会に報告をするものでございます。

次に、議第21号「平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案書7ページから8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務費において、仁万の里派遣職員1名の休職に係る人件費の減額が主なものでございます。

歳入につきましては、繰越金の増額と分担金及び負担金、諸収入の減額でございます。

従いまして、歳入歳出それぞれ160万8千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億445万3千円とするものでございます。

次に、議第22号「平成29年度 介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案書9ページから10ページをお願いいたします。

歳出につきましては、基金積立金において、前年度決算により増額し、諸支出金においては、平成28年度介護保険給付費の確定により、国・県及び町村への返還金を増額するものでございます。

歳入につきましては、繰越金を増額するものでございます。

従いまして、歳入歳出それぞれ8,539万7千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ35億2,323万5千円とするものでございます。

次に、議第23号「平成29年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案書11ページをお願いいたします。

補正予算第2条は、資本的収入及び支出を補正するものであり、資本的支出は、医師招聘に向けて医師研修資金を貸与するために投資を増額するものであります。資本的収入は、長期前受金を増額するものであります。

次に、議第24号「平成29年度 消防事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案書12ページから13ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務費において、隠岐島消防署海士出張所及び知夫出張

所の消防ホース乾燥塔更新工事費、職員宿舍借上料を増額するものでございます。歳入につきまして、分担金及び負担金、繰越金を増額するものでございます。

従いまして、歳入歳出それぞれ657万9千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億5,602万3千円とするものでございます。

以上提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（井尻 義教）

以上で提案理由の説明を終わります。

《監査委員報告》

日程第7 「決算審査報告」及び「平成28年度の公営企業に係る資金不足比率報告」を行います。

石川代表監査委員から決算審査及び平成28年度の公営企業に係る資金不足比率報告を求めます。

（「議長・番外」の挙手有り）

番外・石川代表監査委員

○番外（石川代表監査委員）

それでは決算審査報告及び平成28年度の公営企業に係る資金不足比率報告を行います。

平成28年度一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算審査及び定期監査を実施致しましたので、その結果及び意見について報告致します。

決算審査は平成29年8月7日・9日・10日及び17日の4日間をかけて広域連合長から提出された平成28年度の5会計の決算と基金の運用状況について審査を致しました。

普通会計1件及び特別会計2件の決算につきましては、平成28年度歳入歳出決算書及び証書類、その他の政令で定める書類、その他関係調書に基づいて、係数に誤りはないか、予算の執行は適正になされているかを、事務事業の実施状況を聴取するなどの方法で実施致しました。

同じく公営企業会計の2件についても、決算書類及び決算附属書類に基づき、法令及び会計規定の遵守状況、会計記録や会計帳簿の正確性、資本取引と損益取引の明確な区分と明瞭性、会計処理の継続性が守られているか、企業の経済性と公共福祉が推進されているかなど、関係書帳簿及び証拠書類との照合など、通常実施すべき審査を行いました。

審査に付された、一般会計1件・特別会計2件及び公営企業会計2件の歳入歳出決算書及び附属書類における計数は、それぞれ正確に処理されており、誤りのなかったことを認めました。

基金の運用状況については、9種目の基金となっております。決算年度中の増減額は1,255万2千円増加しており、年度末の現在高は3億1,940万5千円となっております。

主な要因は、レインボープラザ整備基金において、施設整備による235万円と仁万の里就労継続支援事業基金等による運搬・販売用貨物車購入により345万9千円の取り崩しによる減少はありますが、介護給付費準備基金において1,802万8千円の新規積立があり全体では増加しております。

公営企業会計においては、経営面において医業収支では、隠岐島前病院が3,635万5千円、隠岐病院は2億6,222万7千円の当該年度純損失を計上しております。

これは医療従事者の増による人件費の増もありますが年間の患者数が大きく影響しているものであります。年間の延べ患者数は隠岐島前病院においては、入院患者数が対前年比411人減、外来339人増、隠岐病院においては入院患者数が2,349人の減、外来1,801人の減となっております。

意見と致しましては、患者数の変動により経営面は大きく左右されますが、医療スタッフ人員の確保、また労働面との均衡が心配されるところでありバランスの取れた運営がなされることを望むものであります。

介護保険事業につきましては、徴収業務において全庁的な取組が成果を示し、未収金の徴収率が予算額を超えたことに対し大いに評価したいと思います。未収金の徴収業務については今後も介護保険事業、病院事業とも住民の公平性を逸することなく徴収率の向上を求めます。

予算の執行については、各会計ともに経費節減を図り、財源の確保、効果のある事務事業の執行に努めておりますが、今後も更なる努力を求めたいと思います。

平成28年度の各会計の決算状況につきましては、お手元の資料別冊1 決算審査意見書に明記してありますのでご覧頂きたいと思っております。

以上、平成28年度の各会計決算審査及び平成28年度定期監査の報告と致します。

次に平成28年度決算審査における各会計について監査意見を申し上げます。

全会計共通

- ・物品については、10万円以下のものでも耐用年数の長いものについても管理に努めることを求めます。
- ・職員育成のため基本研修以外にも計画的に研修を受講されることが必要と考えます。
- ・継続性のある契約に関して費用対効果の点から契約内容の精査が必要と感じるものであります。
- ・通常経費については、削減努力は認めますが、引き続き努力は必要と思いま

す。

次に会計毎について申し上げます。

介護保険事業特別会計

- ・介護保険料の未収金については、全庁あげての取組により前年以上の成果がありました。引き続き努力を期待します。

消防事業特別会計

- ・研修計画に沿った受講により、消防職員の育成・技術向上に努める必要を感じます。

隠岐島前病院事業特別会計

- ・医療関係スタッフの確保を求め、更なる住宅環境等の充実に努め、医療スタッフの定着・定住を進めていくことを望みます。
- ・未収金については、非常に少数であり住民との信頼関係が構築されていると思われ、今後もこうあるよう望みます。

隠岐病院事業特別会計

- ・医療従事者の負担が危惧されるため、更なる医療従事者の確保が必要と考えます。
- ・未収金につきましては、医療現場との連携が図られ成果が表れてきているので、引き続き継続されることを求めます。

病院事業会計共通

- ・医療スタッフの確保につきましては、各町村との連携を図りながら引き続き努力を求めます。

次に公営企業に係る資金不足比率報告について行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成28年度の公営企業に係る資金不足比率の審査を実施致しましたので併せて報告致します。

広域連合長から提出された隠岐島前病院及び隠岐病院の資金不足比率については、財政指標の計算数値の適格性について損益計算書、貸借対照表と数値の照合を行い、両病院とも資金不足はないものと認められました。

以上をもちまして監査委員としての報告を終わります。

○議長（井尻 義教）

以上で決算監査報告及び平成28年度の公営企業に係る資金不足比率報告を終わります。

《質 疑》

日程第8 これより「質疑」を行います。

認定第1号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号 平成28年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでは、後ほど各常任委員会に付託を致しますので、まず認定案件以外について質疑を行います。

議第21号 平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)についてから、議第24号 平成29年度 消防事業特別会計補正予算(第2号)までの4案件について質疑を行います。

議第21号 平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

質疑はページ送りでを行います。

資料2 予算に関する説明書の2頁をお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で 議第21号について質疑を終わります。

次に議第22号 平成29年度 介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

資料2 予算に関する説明書の13頁をお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第22号について質疑を終わります。

次に議第23号 平成29年度 隠岐病院事業特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

資料2 予算に関する説明書の16頁をお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第23号の質疑を終わります。

次に議第24号 平成29年度 消防事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

資料2 予算に関する説明書の18頁をお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第24号の質疑を終わります。

ここで認定第1号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 平成28年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの各決算認定について、各常任委員会に付託をする前に所管の委員会以外の議員からの質疑の時間を設けたいと思います。

最初に総務消防常任委員会所管案件について行います。

認定第1号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、総務常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

（「質疑なし」のあり）

質疑なしと認めます。

以上で認定第1号の質疑を終わります。

次に認定第5号 平成28年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

以上で認定第5号の質疑を終わります。

次に医療介護常任委員会所管の案件について質疑行います。

認定第2号 平成28年度 介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、医療介護常任委員会以外の議員の質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

以上で認定第2号の質疑を終わります。

次に認定第3号 平成28年度 隠岐島前病院事業特別会計決算認定について質疑はございませんか。

(質疑なしの声を確認)

質疑なしと認めます。
以上で認定第3号の質疑を終わります。

次に認定第4号 平成28年度隠岐病院事業特別会計決算認定について質疑はございませんか。

(質疑なしの声を確認)

質疑なしと認めます。
以上で認定第4号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

《議案の委員会付託》

日程第9 「議案の委員会付託」の件について、議題と致します。

本日に提出されました議案の認定第1号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 平成28年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5案件を常任委員会の審査に付することを議題といたします。

お諮りします。

本案は、お手元に配布の別紙 3 「議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声をあり)

「異議なし」と認めます。

従って、認定第1号から認定第5号までの5案件は、「議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから 10時30分まで休憩と致します。

(本会議休憩宣告 10時 15分)

○議長 (井尻 義教)

会議を再開いたします。

(会議再開宣告 10時 30分)

《一般質問》

日程第10 「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の別紙 4 通告一覧表のとおりでございます。

質問時間は答弁を除き 30 分以内とし、質問は再々質問までとなっていますので、執行部・議員各位におかれましてはご協力よろしくお願いいたします。

それでは、発言を許します。

6 番 村上 三三郎 議員

○6 番 (村上 三三郎)

一般質問を行います。

まず始めに質問の原点について二つほど申し上げます。

私は「放射性廃棄物処分場の押しつけに反対せよ」と質問通告をしました。

これに関連して二つの点を申し上げます。

一つは「放射性廃棄物処分場の押しつけに反対せよ」としましたが、これは命令形となっております、私が広域連合長に命令する意図は毛頭なく表現を強調するためでありました。「反対せよ」ではなく「反対して下さい」に訂正致します。ご容赦をお願い致します。

二つ目は、8月30日の全員協議会終了後、議長、(議会)事務局から「この質問は取り下げべきだとの意見がある」がどうするかとの問い合わせがありました。その意味は広域連合の議会で取り上げるにふさわしくないとの意向があるようでした。私は「質問は取り下げないと返答しました」。その理由は次のとおりです。

一つは、憲法 21 条、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する。

二つ目は、憲法 51 条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論または表決について院外で責任を問われない。

これは国会だけでなくすべての議会に適用されます。表現の自由、議会での発言の自由は憲法で保障された議員の特権であります。

議会は討論の場です。自由な討論を阻害することは許されません。以上のことを申し述べて質問に入ります。

分割 1 / 2

〔1. 介護保険料滞納整理について〕

提案された資料によると平成 28 年度末の未納額 3 1 9 万 7, 2 9 8 円、滞納者 1 0 2 名、収納率 9 9. 4 7 % 等となっております。1 0 0 % に近い収納は当局のご努力の成果として評価いたします。

介護保険料の徴収基準を 1 1 段階に設定し、応能負担の原則を採用していることも収納率向上に寄与していると思います。

質問 1. 保険料未納者の段階別の人数・金額はどうなっていますか。

質問 2. 新聞報道によると「高すぎる介護保険料が払えず、滞納を理由に預貯金などの差し押さえを受けた高齢者が全国で 1 3, 3 7 1 人と過去最多となりました。」とのこと。

また、介護保険料の滞納には厳しいペナルティ（罰則）が科されます。災害や失業等の特別な事情以外で保険料を滞納した場合、滞納1年以上で介護サービスを利用した場合、いったん利用料を全額自己負担（10割負担）し、後で償還払いとなります。経済的な理由で滞納した人が全額自己負担に応じることは不可能で介護サービスの利用を諦めることとなります。

当広域連合での実情はどのようになっていますでしょうか。

分割2/2

〔2. 放射性廃棄物の処分場の押し付けに反対して下さい〕

原発の使用済み燃料から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場について、政府は7月末「科学的特性マップ」を公表しました。今後、処分場立地に向けた調査を複数の自治体に申し入れたいとしています。

その中に隠岐郡西ノ島町が入っており、西ノ島町長が反対の意思表示をされました。

高レベル放射性廃棄物は、非常に放射能が強く、原料のウラン鉱石と同程度に下がるまで数万年もかかります。

地下300メートル以深に埋設する「地層処分」を予定していますが、処分場には、万年単位で人間環境から隔離できるような長期な安定性が求められます。原発を再稼働させれば必ず核のゴミが発生します。

核のゴミをどうするかは、原発の今後と不可分の問題です。国民多数の反対を無視して原発を再稼働させ核のゴミを増やし続けながら、処分場づくりを進めようとしても国民が納得するはずありません。

島民の安全確保のために政府に対して処分場の押し付けに反対の意思表示をされることを求めます。

（「議長番外」の挙手有り）

○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

只今の村上議員の分割質問1点目の「介護保険滞納整理について」にお答えいたします。

まず、質問1の「保険料未納者の段階別の人数・金額の状況」でございますが、数字的なことでございますが本日配布いたしました一般質問に関する参考資料1ページのとおりでございます。ご参照お願いします。

次に、質問2の「経済的な理由で滞納した人の実情について」でございます。

経済的な理由で滞納されている方が、実際にサービスが必要な状態となった場合は、保険者である隠岐広域連合と各町村の地域包括支援センターが連携して対応して参るわけでございますが、可能な限り、被保険者のこれまでの生活に支障がきたさないように、ご家族に滞納保険料を納付して頂いたり、地域支援事業の訪問介護・通所介護等のサービスを利用して頂いたケースがございます。

過去には、介護保険サービス利用期間において、介護保険制度に理解が得られず約3カ月間、償還払いとなった方が1名、3割自己負担の給付制限を受けた方が1名おられますが、いずれも経済的な理由で介護サービスの利用を諦めたとい

う方はおられないと把握しております。

介護保険制度は、一部とはいえ、高齢者が保険料を全く支払わないということは、この助け合いの精神を否定するとしており、所得の低い方への配慮として9段階の所得段階に応じて保険料を定めています。

隠岐広域連合では、更に、経済的な理由が保険料の滞納に繋がらないよう11段階の所得段階を設け、公平公正な介護保険運営に努めているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

分割2 / 2

〔2. 放射性廃棄物の処分場の押し付けに反対して下さい〕

分割質問2点目の「放射性廃棄物の処分場の押し付けに反対して下さい。」についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、原子力発電に伴って発生する「高レベル放射線廃棄物」は、将来世代に負担を先送りしないよう、現世代の責任で、地下深くの安定した岩盤に埋設する必要があるとして、一般質問に関する参考資料2～3ページのとおり、経済産業省が「科学的特性マップ」を作成し、本年7月に公表されました。

科学的特性マップによりますと、隠岐の島町は“好ましくない要件・基準”に該当しており、島前3町村におかれましては“好ましい要件・基準”に該当しています。また、処分場所を選定するには、科学的特性マップには含まれていない要素を含めて、法律に基づく3段階の調査を行う必要があります、一方的に調査を開始することはないとしています。

西ノ島町にはこれら立地拒否に関する条例もございますが、いずれにいたしましても、この問題は、隠岐広域連合として意思を表明するものではなく、各町村事情により各町村が判断していく問題だと考えていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○6番（村上 三三郎）

再質問を行います。

「介護保険料の滞納整理について」ですが、介護保険料の収納率99.47%、訪問件数が399件、電話連絡件数126件、問い合わせ等対応件数486件など担当者の真剣な取り組みは評価致します。一方で滞納者は102名、被保険者8,527名の1.2%になります。1.2%の滞納率をどう見るかは評価が分かれるところですが、私は軽視出来ないと思います。各人のいろいろな事情を精査され、滞納によって介護保険制度サービスの利用出来ない被保険者が生まれなような対応、例えば保険料の減免などをお願い致します。

例えば先ほど連合長は助け合いの精神に反するようなことをおっしゃられましたけども、滞納者の未納者数を見ますと228人中、第1段階が48名、第2段階が30名、第3段階が18名、第4段階が33名、第5段階が12名と計141名で61.8%となっています。やはり収入の低い人が未納が多いという実態を示しておりますので、その辺の更なるご配慮を要望致します。

次に「放射性廃棄物の処分場の押し付けに反対して下さい」についてです。

8月26日NHK放送 週間ニュース深読みで「どうする核のゴミ」のタイト

ルで討論がありました。近藤駿介東大名誉教授、伴 英幸原子力資料情報室事務局長、竹内純子NPO法人国際環境経済研究所所員など日本で原発問題で最高の知見を持っている人たちが議論されていました。

原発の稼働から51年、核のゴミは18,000トンに及ぶとのことでした。処分方法は海に捨てる、南極に埋める、宇宙に捨てるなどが検討され、また再処理工場、六ヶ所村などでリサイクルもありましたがいずれも実現していません。世界では30カ国が原発を利用しているそうです。ヨーロッパは脱原発に踏み出しています。ドイツでは30年かけて検討した結果、いずれの案も白紙撤回されたとのことでございます。

日本は地層処分の方法をとる方針ですが、文献調査、地下調査、処分地の選定に20年、建設に10年、操業50年以上1世紀に及ぶとのことでした。政府は処分地の選定に取りかかっていますが手を挙げる自治体は一つもありません。どの自治体も必要性は認めても自分の庭はお断りとの態度ですけれども最終的には自治体の決定に委ねる。つまり地方自治だと回答していました。

かつて日本の全原発が休止したことがありました。それでも産業活動や家庭生活に致命的な影響が無く乗り切ったことがありました。私は日本も脱原発に踏み出し自然エネルギーの活用、節電、バイオマスの利用に真剣に取り組むことが大切だと思います。

日本で使っている電力は年間9,000億キロワット/時だそうです。太陽から地球に届いているエネルギーは、地球に埋蔵しているウランを100年かけて燃やしたエネルギーの400倍にもなるそうでございます。

再生稼働エネルギーの活用、隠岐の島町で取り組んでいる木質ペレットの生産はエネルギーの地産地消、農林業を活用した新しい地域発展の道を開くものとして期待しています。

このような施策を隠岐島全域で展開されることを要請するものであります。

○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

再質問の第1点、保険料の支払いについて助け合いの精神を否定するという私の答弁についての、所得の低い方への配慮という点だと思っておりますが、まず1点として保険料につきましては、保険料の減免の3原則がございまして、その中の一つが全額免除は行わないこと、減額のみでと原則で謳われております。介護保険はご案内のように40歳以上の国民が皆で助け合う制度であり、60歳以下の現役世代が全て保険料を支払っている中で一部とはいえそういった部分は好ましくないという原則がございまして。

また、生活保護者の保険料の無料化という観点でございますが、生活保護者で年金支給18万円以下の方につきましては、町村は生活保護費から代理納付されておりますし、年金支給が18万円以上の方は年金から徴収をして保険料を控除した上で生活扶助費や国民保護費として支給されるということですので、いずれにしても生活保護者についてはかなりの保護がされているというふうに私は理解しております。

分割質問二点目の「放射性核廃棄物の処分場の押しつけに反対して下さい」に

ついてでございますが、おっしゃることも十分に理解しておりますし、ご説明頂いたとおり処分場の押しつけはあると思っておりますが、先ほど申し上げましたようにまず原則として各町村それぞれの諸事情があり各町村で検討すべき事項だと考えております。

また後段に再生可能エネルギーの活用等こういった施策を隠岐島全域で展開されることを要請するといったご意見でございましたが、おっしゃられるとおり私も再生可能エネルギーの活用は取り組むべきだと思っておりますが、この点につきましても各町村それぞれの事情があり各町村の施策がございます。

広域連合として統一という形にはならないと考えておりますのでご理解を賜りますようよろしくお願い致します。

○6番 (村上 三三郎)

答弁頂きました。おっしゃることはよくわかりましたので、今後また隠岐の島町議会でもいろいろと議論を重ねていきたいと思えます。

終わります。

○議長 (井尻 義教)

以上で6番 村上議員の一般質問を終わります。

「一般質問」を終ります。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日、9月5日は、午前10時00分より、本会議を開会致しますのでよろしくお願いいたします。

本日は、これにて休会といたします。

(散 会 宣 告 10時 51分)

平成29年・第3回定例会（9月5日） 2日目

○議長（井尻 義教）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時 56分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

《委員長報告》

日程第1「常任委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した、認定第1号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号 平成28年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5案件を一括して議題といたします

ただ今、議題となりました件につきまして、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務消防常任委員長：10番 平田 文夫議員

○10番（平田 文夫）

おはようございます。

総務消防常任委員会の報告を致します。

当委員会は、今定例会で付託されました認定第1号「平成28年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定」、認定第5号「平成28年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定」についての2案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、会期中の9月4、5日の2日間に開催し、所管課長及び関係職員から説明を求め、慎重に審議を行いました。

審議の結果、全ての案件について全会一致で「認定すべし」としたところであります。

審議の経緯及び審議過程で出された主な意見、指摘事項について報告いたします。

- 1 一般会計においては、高速船レインボージェットの就航率のアップと利用者の拡大を図るよう指摘しました。
- 2 消防会計においては、地域消防団との連携を密にして活動・教育を充実させるよう指摘しました。

各会計とも当委員会の指摘事項及び監査委員の指摘事項の改善に向けて取り

組みを行うとともに、予算要求にあたっては、必要なものは整備をしながら、経費削減に一層努め、適切な事業運営を行っていくことを強く望むところであります。

尚、委員会は議会閉会中も審査を致してまいります。

以上総務消防常任委員会の報告を終わります。

平成29年 9月 5日

総務消防常任委員長 平 田 文 夫

○議長（井尻 義教）

次に、医療介護常任委員長：4番 なかはま 中濱 ぎょうすけ 堯介 議員

○4番（中濱 堯介）

おはようございます。

それでは医療介護常任委員会の報告をさせていただきます。

当委員会は閉会中の8月30日と、今定例会の9月4日、5日の3日間開催致しました。

8月30日の委員会では、本年度の視察目標を地域包括ケア等について先進地視察を10月23日から24日の予定で行う事を決定致しました。

次に今定例会で付託されました、認定第2号「平成28年度 介護保険事業特別会計決算認定について」、認定第3号「平成28年度 隠岐島前病院事業特別会計決算認定について」、認定第4号「平成28年度 隠岐病院事業特別会計決算認定について」の3案件について審査の経過と結果について報告を致します。

9月4日、5日に所管課長及び関係職員の出席を求め、慎重審議を行いました。審査の結果すべての案件について全会一致で「認定すべし」と致しました。

審査の経緯、審査過程で出された主な意見、指摘事項また調査事項について報告いたします。

- ① 介護保険事業については、未収金の回収にあたって、前年度以上の成果があったことは評価できるとし、今後も引き続き努力するように要望いたしました。不納欠損が増えないように未収金の回収や、制度の説明等行うように要望いたしました。
- ② 病院事業会計については、医療従事者の負担を軽減するため、医療従事者の更なる確保に取り組んでいただきたいと強く要望しました。

島前病院は、未収金対策が図られていることは見本となるものであり、引き続き努力するように要望いたしました。隠岐病院は、未収金対策について医療現場との連携が図られ成果が出ていることから、引き続き継続して努めるよう指摘しました。

その他として、議会全員協議会で報告のあった地域包括ケアシステムについては、各町村との課題を共有し、連携を強化していくように指摘し、また各会計とも監査委員の指摘事項の改善に取り組むとともに、経費削減に一層努め、適切な

事業運営を行うことを望むものであります。

以上、医療介護常任委員長報告を終わりますが、介護保険事業、隠岐島前病院事業、隠岐病院事業に関する事項につきましては、議会閉会中も引き続き調査、研究を続けてまいります。

平成29年9月5日

医療介護常任委員長 中 濱 堯 介

○議長（井尻 義教）

以上で「常任委員長報告」を終わります。

《 討 論 》

日程第2. これより「討論」を行います。

認定第1号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、議第24号 平成29年度 消防事業特別会計補正予算（第2号）までの9案件を、一括して討論に付します。

討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

以上で「討論」を終ります。

《採決》

日程第3. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

初めに、認定第1号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について から、認定第5号 平成28年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5案件について採決いたします。

本案の各常任委員長の報告は「認定すべし」であります。

よって本案は原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

（「起立全員」）

起立「全員」であります。

よって、認定第1号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号 平成28年度 消防事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に議第21号 平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)から議第24号 平成29年度 消防事業特別会計補正予算(第2号)までの4案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第21号 平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)から 議第24号 平成29年度 消防事業特別会計補正予算(第2号)までの4案件につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で採決を終わります。

《委員会の閉会中の継続審査》

日程第4 「委員会の閉会中の継続審査」についてを議題と致します。

各常任委員長および議会運営委員長から、委員会において審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の別紙5「申出一覧表」とおりでございます。

お諮り致します。

本案は、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに決定致しました。

以上で委員会の閉会中の継続審査の件を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 10時 08分)

(「議長 番外」の挙手あり)

番外 池田広域連合長

○番外 (池田広域連合長)

おはようございます。昨夜はありがとうございました。

閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には決算認定案件をはじめ各会計補正予算案の10議案を上程させて頂きましたが、慎重審議を頂き、原案どおり可決・決定を賜りまことにありがとうございました。

今後各構成団体で9月定例会が始まりますが、井尻議長様を始め議員の皆様方のいよいよのご隆盛をご祈念申し上げ、閉会のお礼のごあいさつと致します。

○議長 (井尻 義教)

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては2日間にわたり慎重審議を頂き、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力を頂きましたことにつきまして重ねてお礼を申し上げたいと思います。

議員各位、執行部の皆様におかれましては、健康に十分留意され、構成団体の議会も控えておりますので益々のご活躍を祈念申し上げ、閉会のごあいさつと致します。

本日はこれをもって散会し、平成29年第3回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 10時 08分)

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するためにここに署名をする。

平成29年 月 日

隠岐広域連合議会議長

隠岐広域連合議会議員

隠岐広域連合議会議員
